

長崎セント・ノーヴァ病院指定通所リハビリテーション事業所運営規程

事業の目的

- 第1条 1 医療法人萌愛会が開設する長崎セント・ノーヴァ病院指定通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

運営の方針

- 第2条 1 指定通所リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ると共に、常に利用者の病状、心身の状態及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

事業所の名称等

- 第3条 1 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人萌愛会
長崎セント・ノーヴァ病院指定通所リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷127番地

従業者の職種、員数及び職務内容

- 第4条 1 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所リハビリテーションの運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 医師 2名以上

医師は、利用者の状態に応じて診察又は運動機能検査、作業能力検査をもとに利用者の心身の状況、希望及び環境等を踏まえて共同でリハビリテーションの目標、具体的なサービス内容等の計画を立案する際に医療的立場からアドバイスを行う。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）
2名以上

理学療法士等は利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (6) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の状態把握及び心身の状況に応じ必要な処置等を医師と連携しながら行う。

- (7) 介護職員 10名以上

介護職員は、利用者の状態及び心身の状況に応じ、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

- (8) 管理栄養士 1名以上

低栄養状態又はそのおそれのある利用者等、栄養改善の必要がある利用者に対して栄養ケア計画を作成し、指導等を行う。

営業日及び営業時間

第5条 1 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。
ただし、8月14日から15日及び年末年始の一部（1月1日から1月3日）は除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

指定通所リハビリテーションの利用定員

第6条 1 事業所の1日の利用定員は、次の通りとする。

- (1) 1単位 60名（介護予防及び短時間通所リハビリテーションを含む）

利用定員の遵守

第7条 1 利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行わない。

指定通所リハビリテーションの内容

第8条 1 指定通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 健康管理
- (2) 機能訓練
- (3) 趣味活動
- (4) 集団活動
- (5) 入浴（介護予防の利用者に関しては必要とされる方のみ）

- (6) 食事
- (7) 送迎
- (8) 生活相談
- (9) 栄養指導（必要とされる方のみ）

利用料その他の費用の額

- 第9条 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、利用料の額に利用者の負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じて得た額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収することができる。
- (1) 食事代
 - (2) オムツ代
 - (3) その他（日常生活においても通常必要となるものの費用で、利用者に負担させるのが適当と認められるもの）
- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 5 第2項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

通常の事業の実施地域

- 第10条 1 通常の事業の実施地域は、西海市（西彼町、西海町、大島町※寺島、真砂、間瀬、馬込西の一部）、佐世保市の一部（針尾地区）の原則片道40分圏の区域とする。

サービス利用に当たっての留意事項

- 第11条 1 サービス利用に当たって、下記の事項を頻回に繰り返し行う場合にはサービス利用をお断りする場合もある。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃したり、自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) サービス事業所の秩序や風紀を乱すことや安全衛生を害すること。
 - (4) 敷地内での火気の使用や喫煙をすること。
 - (5) 故意に施設や物品に損害を与えたり持ち出すこと。

(6) サービス利用中に飲酒をすること。自宅での過度の飲酒のため、サービス利用に支障がある場合。

(7) 無断で外出すること。

2 その他の留意事項

(1) 所持品は各自の責任において管理すること(管理できない利用者を除く)。

(2) 飲食物を持ち込んだり持ち出さないこと。

(3) 自宅以外への送迎は行わない。

非常災害対策

第12条 1 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

衛生管理等

第13条 1 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

虐待防止に関する事項

第14条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

身体拘束原則禁止

- 第 15 条 1 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 身体的拘束等にかかる態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

業務継続計画の策定等

- 第 16 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その他運営に関する重要事項

- 第 17 条 1 通所リハビリテーション計画を医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の通所リハビリテーション従業者が共同で利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、その計画に従って実施する。
- 2 指定通所リハビリテーションの従業者はそれぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 指定通所リハビリテーション従業者は、通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- 4 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記録に記載する。
- 6 利用者が、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

- 7 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 8 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 9 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
- 10 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。
- 11 提供した指定通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 12 自ら提供した指定通所リハビリテーションに関して、介護保険法の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 13 指定通所リハビリテーション等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定通所リハビリテーションに関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 14 指定通所リハビリテーション従業者は、サービス提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 15 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族等に連絡するとともに、マニュアルに沿って必要な措置を講じる。必要に応じて市町村へも連絡する。
- 16 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。
- 17 指定通所リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。但し自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りでない。
- 18 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 19 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 20 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。
- 21 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は介護保険法に遵ずると共に医療法人萌愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成12年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成17年10月1日より改定する。
3. この規程は、平成18年4月1日より改定する。
4. この規程は、平成18年10月1日より改定する。
5. この規程は、平成22年9月1日より改定する。
6. この規程は、平成25年7月1日より改定する。
7. この規程は、平成26年4月1日より改定する。
8. この規程は、平成26年10月1日より改定する。
9. この規程は、平成27年4月1日より改定する。
10. この規程は、平成28年4月1日より改定する。
11. この規程は、平成29年4月1日より改定する。
12. この規程は、平成30年1月1日より改定する。
13. この規程は、平成30年4月1日より改定する。
14. この規程は、平成31年3月1日より改定する。
15. この規程は、令和5年4月1日より改定する。
16. この規程は、令和6年6月1日より改定する。